

9月は
職場の健康診断実施強化月間 です
 ◎健康診断及び事後措置の実施の徹底
 ◎医療保険者との連携をお願いします

令和6年
 10月1日～
 時間額 **1,001円** (51円↑)
岐阜県 最低賃金

労働安全衛生関係の一部の手続の電子申請が義務化されます
 令和7年（2025年）1月1日から

【原則義務化される手続一覧】

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告



電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます
※1 届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。
※2 入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

令和6年の郡上市内の労働災害発生状況について
 (8月末集計) ※新型コロナウイルス感染症を除く ※死傷者数は休業4日以上のもの

	令和6年 (死亡者数)	令和5年 (死亡者数)	対前年比 増減数、増減率	
全産業	27	34	-7	-20.6%
製造業	9	11	-2	-18.2%
建設業	2	4	-2	-50.0%
運送業	1	0	1	
林業	5	5	0	0.0%
小売業	3	2	1	50.0%
社福祉	2	1	1	100.0%
旅館業	0	0	0	
その他	5	11	6	54.5%

令和6年度 全国労働衛生週間

準備期間 10月1日～7日

健康職場 推してきます

みんな笑顔の健康職場

第75回 全国労働衛生週間
 2024 (令和6) 年10月1日～7日 (準備期間: 9月1日～30日)

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康増進・労働安全の向上と「健康職場」に関する調査の実施など、職場の安全衛生の向上を図ることを目的として実施しています。

準備期間 (9月1日～30日) に実施する事項

- 職場安全衛生委員会、安全衛生推進委員会等の設置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第1号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第2号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第3号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第4号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第5号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第6号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第7号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第8号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第9号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第10号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第11号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第12号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第13号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第14号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第15号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第16号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第17号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第18号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第19号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第20号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第21号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第22号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第23号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第24号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第25号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第26号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第27号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第28号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第29号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第30号の措置

全国労働衛生週間 (10月1日～7日) に実施する事項

- 労働安全衛生法第57条の2第1項第1号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第2号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第3号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第4号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第5号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第6号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第7号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第8号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第9号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第10号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第11号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第12号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第13号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第14号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第15号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第16号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第17号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第18号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第19号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第20号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第21号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第22号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第23号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第24号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第25号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第26号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第27号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第28号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第29号の措置
- 労働安全衛生法第57条の2第1項第30号の措置

労働安全衛生法第57条の2第1項第1号の措置

労働安全衛生法第57条の2第1項第2号の措置

労働安全衛生法第57条の2第1項第3号の措置

労働安全衛生法第57条の2第1項第4号の措置

労働安全衛生法第57条の2第1項第5号の措置

労働安全衛生法第57条の2第1項第6号の措置

労働安全衛生法第57条の2第1項第7号の措置

労働安全衛生法第57条の2第1項第8号の措置

労働安全衛生法第57条の2第1項第9号の措置

労働安全衛生法第57条の2第1項第10号の措置

労働安全衛生法第57条の2第1項第11号の措置

労働安全衛生法第57条の2第1項第12号の措置

労働安全衛生法第57条の2第1項第13号の措置

労働安全衛生法第57条の2第1項第14号の措置

労働安全衛生法第57条の2第1項第15号の措置

労働安全衛生法第57条の2第1項第16号の措置

労働安全衛生法第57条の2第1項第17号の措置

労働安全衛生法第57条の2第1項第18号の措置

労働安全衛生法第57条の2第1項第19号の措置

労働安全衛生法第57条の2第1項第20号の措置

労働安全衛生法第57条の2第1項第21号の措置

労働安全衛生法第57条の2第1項第22号の措置

労働安全衛生法第57条の2第1項第23号の措置

労働安全衛生法第57条の2第1項第24号の措置

労働安全衛生法第57条の2第1項第25号の措置

労働安全衛生法第57条の2第1項第26号の措置

労働安全衛生法第57条の2第1項第27号の措置

労働安全衛生法第57条の2第1項第28号の措置

労働安全衛生法第57条の2第1項第29号の措置

労働安全衛生法第57条の2第1項第30号の措置

厚生労働省 労働安全衛生局 労働安全衛生課 労働安全衛生推進室